

大阪市告示第750号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和7年6月3日（火）	午前10時から 午後1時まで
	令和7年6月17日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年6月2日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年6月4日（水）から 同月6日（金）まで	
	令和7年6月9日（月）	
	令和7年6月11日（水）から 同月13日（金）まで	
	令和7年6月16日（月）	
	令和7年6月18日（水）から 同月20日（金）まで	
	令和7年6月23日（月）	
	令和7年6月25日（水）から 同月27日（金）まで	
	令和7年6月30日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)